

別表 1  
社会福祉士（相談援助等の業務）

No.	免除対象施設	職 種
1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
2	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士
3	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員、医療的ケア担当職員、個別対応職員
4	児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員、医療的ケア担当職員
5	障害児入所施設、障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員
6	児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
7	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
8	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
9	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）	児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、訪問支援員、指導員
10	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
11	病院、診療所	次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 ア）患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ）患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ）患者の社会復帰に係る相談援助 エ）以上の相談援助業務を行うための地域における保護医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
12	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
13	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
14	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
15	救護施設、更生施設	生活指導員
16	福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事（老人福祉指導主事）、現業を行う所員（現業員）、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、面接相談員、婦人相談員、母子父子自立支援員、就労支援員
17	婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員

No.	免除対象施設	職 種
18	婦人保護施設	入所者を指導する職員
19	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
20	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	生活相談員、主任生活相談員、入所者の生活・身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
21	母子父子福祉センター	母子父子の相談を行う職員
22	介護保険施設	生活相談員、介護支援専門員
	指定介護療養型医療施設	生活相談員、介護支援専門員
23	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
24	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
25	地域活動支援センター	指導員
26	福祉ホーム	管理人
27	指定障害福祉サービス事業	生活支援員、就労支援員、就労定着支援員、サービス管理責任者、地域生活支援員
28	一般相談支援事業	相談支援専門員
29	特定相談支援事業	相談支援専門員
30	生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設	指導員
31	乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
32	有料老人ホーム	生活相談員
33	指定特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
34	身体障害者更生援護施設	生活支援員、指導員
35	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員、管理人
36	知的障害者援護施設	生活支援員
37	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
38	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
39	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領 5 に規定する専門員その他相談援助業務を行っている職員

No.	免除対象施設	職 種
40	市町村社会福祉協議会	社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱 2 に規定する福祉活動専門員、相談援助を行っている専門の職員 日常生活自立支援事業実施要綱5(1)に規定する専門員
41	児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
42	児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関	児童指導員及び保育士
43	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園法第 11 条第 1 号に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
44	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
45	刑事収容施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
46	地方更生保護委員会及び保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
47	更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
48	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
49	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
50	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員
51	児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する児童自立生活援助事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、及び保育所等	相談援助業務を行っている職員
52	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
53	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
54	利用者支援事業を行っている施設	相談援助事業を行っている職員
55	母子父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子父子自立支援プログラム策定員
56	ひとり親家定就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
57	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員及び保育士
58	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
59	障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
60	障害福祉サービスのうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
61	整備法（※）第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	児童指導員及び保育士
62	整備法（※）第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
63	—	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第 25 条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 3 条に規定する相談支援専門員

No.	免除対象施設	職 種
64	身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
65	日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
66	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
67	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
68	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
69	アウトリーチ事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
70	指定居宅サービスに該当する通所介護、基準該当居宅サービスに該当する通所介護、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護、介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護・指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）	生活相談員
71	指定通所リハビリテーション、指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防入所療養介護を行う施設	支援相談員
72	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
73	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
74	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	生活相談員
75	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
76	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
77	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
78	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
79	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
80	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員

No.	免除対象施設	職 種
81	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
82	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
83	自立支援プログラム策定実施推進事業の就労支援を行っている事業所	就労支援員
84	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている職員
85	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
86	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
87	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
88	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助事業を行っている職員
89	被災者に対する相談援助事業を実施する事業所	相談援助事業を行っている職員
90	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
91	(自立相談支援モデル事業運営要領)に基づく自立相談支援機関及び生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員及び相談支援員、就労支援員及び家計改善支援員
92	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
93	発達障害者支援センター	「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
94	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
95	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
96	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
97	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(旧法)第27条に規定する障害者雇用支援センター	旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
98	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
99	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員
100	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター
101	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
102	難病相談支援センター	難病相談支援員
103	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター

No.	免除対象施設	職種
104	市区町村子ども家庭総合支援拠点に基づく子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
105	世代包括支援センター	相談援助業務を行っている職員
106	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
107	内閣府政策統括官に元づく子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
108	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりにおいて設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
109	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
110	裁判所法に基づく家庭裁判所	家庭裁判所調査官
111	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
112	医療的ケア児等とその家族への支援を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
113	(1) から (83) までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

(上記の表についての詳細は、『昭和 63 年2 月12 日社庶第29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」別添 1 及び別添2』を参照してください。)